

公益財団法人全日本柔道連盟 通報制度及び通報者保護に関する規程

(目的)

第1条 本規程は、公益財団法人全日本柔道連盟（以下「本連盟」という。）の規程類または法令等に抵触する可能性のある事案（以下「通報事案」という。）に関する通報または相談（以下、「通報等」という。）の適正な処理の仕組みと通報者の保護を図ることを目的とする。

(名称)

第2条 本連盟において定める通報制度の仕組みを「全柔連コンプライアンスホットライン」(以下「ホットライン」という。)と言う。

(内部通報窓口)

- 第3条 本連盟は、通報受付の窓口をホームページ上に公開し、窓口となっている弁護士等を「通報窓口」と言う。
2. 通報窓口は、通報等された全ての事案を事務局倫理推進室を通して専務理事及び事務局長に報告する。
 3. 専務理事及び事務局長は、通報等された事案を倫理・懲戒規程に基づき精査し、違反行為が疑われる事案についてはコンプライアンス委員長へ報告する。
 4. 通報事案と特別の利害関係を有する者は通報の対応から除外するものとする。

(ホットラインの利用者)

第4条 ホットラインの利用可能者は、本連盟の登録者（以下「登録者」という。）、その親権者や代理人等のこれに準ずる者、及び本連盟または加盟団体の役職員（以下、「役職員等」という。）とする。

(通報の方法および利用者への周知)

- 第5条 通報窓口への通報等は実名とし、所属等（全柔連メンバーIDもしくは所属する団体名、又は、業務に従事する部署）、連絡先を記載の上、封書又は電子メールにて行うものとし、使用する電子メールは、通報者において通報窓口からの返信を受信可能な状態としておくものとする。
2. 本連盟は、ホットラインの具体的な利用方法を本連盟ホームページや広報誌等に掲載し、その周知を図る。

(通報等対象事実)

- 第6条 本制度における通報等対象事実は、登録者、役職員等、および本連盟または加盟団体が関係する以下の行為とする。
- (1) 本連盟の規程類に反する行為・事実およびその疑義のある行為・事実。(ただし、努力義

務に関するものを除く。)

- (2) 法令（法律の他、政省令・条令など行政機関の定める法規範を含む）違反およびその疑義のある行為・事実のうち、社会的影響が大きく、柔道の品位を害し、又は本連盟の名誉を害する恐れのある行為

（通報等努力）

第7条 登録者および役職員等は、第6条に掲げる事項が生じ、又は生じるおそれがある場合、これを正当化し又は黙認することがあってはならず、通報等を行うことにより、第6条に掲げられる事項の是正・防止に努めるものとする。

（不当な通報等の禁止）

第8条 通報等は、登録者および役職員等における不正行為等が存在し、または存在すると合理的に信ずる場合のみに行うものとし、個人的利益のみを図る目的、私怨または誹謗、中傷を目的とした通報等を行ってはならない。

（適切な対応）

第9条 本連盟は、倫理・懲戒規程等に基づき対応すべき団体を決定のうえ、本連盟が対応すべきと判断した事案について本連盟の規程類の定めに基づき適切に対応し、また加盟団体に対しても、適切に対応するよう求めるものとする。

（協力義務）

第10条 通報者、登録者及び役職員等は、通報等に係る事実確認、調査、その他連絡等について調査担当者から協力を求められた場合は、これに協力しなければならない。

（通報者への報告）

第11条 事務局長は、通報者に対して通報窓口を通じて、通報事案に関しての対応について報告を行うものとする。報告の内容は、調査対象者・関係者の個人情報及びプライバシーに配慮しなければならない。ただし、事務局長が通報事案と特別な利害関係を有する場合は、専務理事又は事務局倫理推進室又はコンプライアンス委員長が報告を行うものとする。

（通報者の保護）

第12条 役職員等は、通報者を探索してはならない。

2. 本連盟は、通報者が通報等をしたことを理由として、通報者に対するいかなる不利益となる取り扱いも行わないように適切な措置を講じ、また加盟団体に対してはこれを講じるよう求めるものとする。
3. 本連盟は、通報者に対して不利益となる取り扱いや嫌がらせ等を行った者がいた場合には、本連盟諸規程に従って処分を課すことができる。

(通報者保護制度のための教育)

第13条 本連盟および加盟団体は、役職員等に対して、通報等が正当な行為であることの教育を含む通報者保護制度に関する研修を行うよう努めなければならない。

(情報の記録と管理)

第14条 事務局倫理推進室は、通報者の氏名（匿名の場合を除く。）、通報の経緯、内容及び証拠等をまとめ記録・保管するものとする。

2. 本規程で定める通報事案に関与した全ての者は、調査対応において必要な場合を除き、通報者の氏名等個人の特定されうる情報、通報事項および調査内容を他に一切開示してはならない。
3. 役職員等は、通報窓口や事務局倫理推進室等に対して、通報者の氏名等を開示するように求めてはならない。

(利益相反関係の排除)

第15条 本規程で定める通報事案に関与する全ての者は、自らが関係する法令違反、本連盟の規程違反、不適切な行為又はこれらのおそれがある行為についての通報の処理に関与してはならない。

(改廃)

第16条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

1. この規程は、内部通報制度に関する規程及び公益通報者に関する規程を統合し、2022（令和4）年1月24日から施行する。
2. この規程は、2022（令和4）年3月16日から一部改正して施行する。